

証券コード 9422
平成23年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
取締役社長 寺 本 一 三

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申しあげるとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年6月21日（火曜日）午後6時までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、別途38頁記載の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、上記の行使期限までにご行使ください。

※ 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月22日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号
恵比寿ザ・ガーデンルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 第14期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告
および計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件
- 第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。）
- ◎議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当会場には、駐車場の用意はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、節電等のため、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.itcnetwork.co.jp/>）において掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、一連の景気対策やアジアを中心とした外需の効果により一部企業に収益改善が見られたものの、所得・雇用環境に厳しい状況が続くなど不透明な状況で推移しました。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災およびその後の計画停電によりわが国経済の悪化が懸念される状況となりました。

当社が事業活動を行う携帯電話業界におきましては、通信キャリア各社から年度後半に入り戦略商品であるスマートフォン端末が続々と投入され市場が活性化しました。震災発生直後は一時的な落ち込みも見られましたが、生活インフラとしての必要性が改めて認識され、電池や充電器の需要にとどまることなく、これまで未所有であった子供やシニアなどの顧客層への拡大も見られました。平成22年度の携帯電話等の国内出荷台数は、3,219万台と前年同期比2.4%の増加と前事業年度に比して改善しました（一般社団法人電子情報技術産業協会調べ）。

このような事業環境のなか、当社は、スマートフォン人気による店頭の賑わいをとらえ、大手カメラ/家電量販店を始めキャリア認定ショップにおいても、スマートフォンを中心に販売を大きく伸張させました。

なお、東日本大震災の直後に宮城県や茨城県のキャリアショップで一時営業休止を余儀なくされた他、関東の一部キャリアショップ、量販店店頭において計画停電の影響で営業時間を短縮する状況に陥りました。しかしながら、生活インフラを支える一企業として、いち早く業務を再開すべく復旧を進めた結果、当事業年度末時点では、1店舗を除き全ての店舗で営業を再開し、地域への貢献を果すとともに業績への影響を軽微にとどめることができました。

当事業年度の売上高は、販売台数が161万台と前年度比6.0%増加したものの、通信キャリアからの手数料の減少により同1.4%減の1,197億56百万円となりました。

また、利益につきましても、販売台数の増加に伴い収益改善は進みましたが、不採算取引の見直しや経費抑制効果を加えても、当事業年度前半の遅れを取り戻すには至らず、営業利益は同4.4%減の47億74百万円、経常利益は同4.2%減の48億40百万円、当期純利益は、当事業年度に「資産除去債務に関する会計基準」等の適用に伴い、1億78百万円を特別損失に計上したこともあり、同6.2%減の22億83百万円となりました。

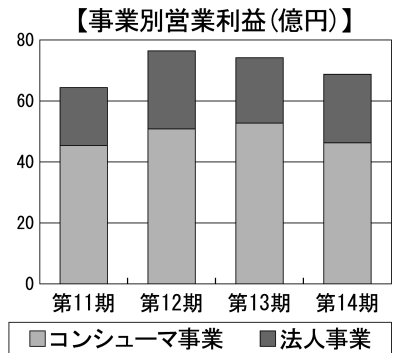
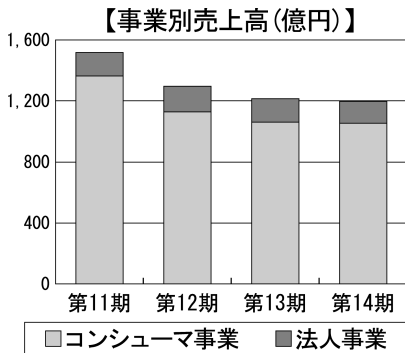
セグメントの業績は、次のとおりであります。

(コンシューマ事業)

大手カメラ／家電量販店においては、都心型カメラ量販店の強みを活かしてスマートフォン、LTE端末などの先端的な商品を中心に販売を大きく伸張させることができました。また、キャリア認定ショップを3店舗新設するとともに、29店舗の移転・改装、4店舗の閉店を行うなど店舗網の強化・合理化を進め、スマートフォン人気による来店増を確実に収益獲得につなげることができました。しかしながら、年度当初からの遅れを挽回するには至りませんでした。この結果、当事業年度の売上高は1,053億85百万円（前年度比0.7%減）、営業利益（間接部門経費配賦前）は46億27百万円（同12.3%減）となりました。

(法人事業)

企業の投資意欲は慎重な状況が続いておりますが、携帯電話の通信コスト・管理コスト削減への関心や情報セキュリティ意識は高く、回線管理サービスである「E-PORTER」の契約獲得が進み、当事業年度末の「E-PORTER」の契約回線数は、34.6万回線と前年度末比20.7%増加しました。端末販売は増加しているものの法人専用端末など商品価格が低い商品もあり当事業年度の売上高は143億70百万円（前年度比6.7%減）にとどまりました。一方で法人顧客基盤の拡充が功を奏し営業利益（間接部門経費配賦前）は22億49百万円（同4.8%増）となりました。



(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は5億円であり、直営キャリア認定ショップの開設およびシステム関連投資が主体であります。

(3) 対処すべき課題

① お客様サービスの追求

スマートフォンやLTE端末などさらなる高度化が進展する中で、お客様の声に耳を傾け、我々の持つ経験や知識・ノウハウを結集することで、お客様それぞれのニーズに合った端末・サービスを提供いたします。加えて、心をつなぐ生活インフラという役割があることを忘れずお客様の安全安心に対する期待に応えてまいります。

ショップ・量販店店頭では、お客様のケータイ生活を楽しく豊かにするように、お客様目線で端末・サービス・コンテンツを案内し、お客様の気持ちで使い方などわかりやすく接客し、お客様の立場で楽しい売り場作りを行います。また法人向けには、お客様のビジネスを効率的で快適なものにするように、お客様のニーズの拡大に応え、端末・サービス・ソリューションの拡充を図ります。

② 販売強化と収益基盤の拡充

注目度が高まるスマートフォンをきっかけとした端末販売市場の活性化の機会を捉え、キャリア、メーカー、量販店など各取引先に協業強化を働きかけ、販売台数の増加に努めることで収益拡大を図ってまいります。加えて、当社の強みを活かしたビジネスを、有望な関連業種への事業投資も視野に積極的に展開し、既存の通信キャリア手数料以外の収益を獲得いたします。

③ 規模拡大

量販店の取引拡大、中小代理店の二次店化、ショップの積極出店や大型M&Aなど多くの困難を乗り越え必達の課題として実現させることで、規模拡大を図ってまいります。

④ コスト削減

業務の見える化を推進し、業務オペレーションの継続的な見直しを実行することで、ムリ・ムラ・ムダを徹底的に排すとともに、新たに加わった情報システムの導入効果を最大限に引き出します。また、すべてのコストの必要性を徹底的に検証した上で、見直しを行うことでコスト削減を実行いたします。

⑤ ES（従業員満足）とCSR

多様な労働観を持つ従業員を受け入れつつ、お客様からの感謝、仲間からの尊敬、目標達成による自信を獲得できるような職場になるように現場改革を進めます。加えてお客様接点を担う責任と自覚を全社員一人ひとりが心がけてまいります。

震災にともない困難に直面する従業員を助け地域社会の方々とともに復興へ向け協力し、あわせて、電力不足を乗り越えるだけにとどまらず、当社事業の環境負荷軽減に積極的に取り組みます。

(4) 財産および損益の状況の推移

項 目	第11期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	第12期 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	第13期 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	第14期(当事業年度) 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
売 上 高(百万円)	151,733	129,652	121,495	119,756
経 常 利 益(百万円)	4,917	5,297	5,051	4,840
当期純利益(百万円)	2,890	2,555	2,435	2,283
1株当たり当期純利益(円)	26,022.77	22,987.97	21,904.62	51.27
総 資 産(百万円)	34,674	38,390	39,431	41,128
純 資 産(百万円)	14,697	16,019	17,338	18,615
1株当たり純資産(円)	132,267.20	144,100.10	155,897.40	416.11
1株当たり配当金(円)	10,600	10,600	10,600	26.50
配 当 性 向(%)	40.7	46.1	48.4	51.7

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
 3. 当社は、平成22年4月1日付けで株式1株につき400株の株式分割を行っております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、当社の株式を60.34%（出資比率）保有しております。

当社は親会社から出向社員6名を受け入れております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業名	事業内容
コンシューマ事業	コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供および携帯電話端末等の販売
法人事業	法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供および携帯電話端末等の販売、携帯電話を利用したマーケティング・ソリューションの提供、コンビニエンスストアに対するプリペイド携帯電話の卸売およびプリペイドサービスの提供

(7) 主要な事業所

① 営業所等

本 社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
菊川事業所（物流・開通センター）	東京都墨田区
北 海 道 支 社	北海道札幌市豊平区
東 北 支 社	宮城県仙台市青葉区
北 陸 支 社	石川県金沢市
東 海 支 社	愛知県名古屋市中区
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区
中 国 支 社	広島県広島市中区
四 国 支 社	香川県高松市
九 州 支 社	福岡県福岡市中央区
新 宿 ビジネスセンター	東京都新宿区
日 本 橋 ビジネスセンター	東京都中央区
赤 坂 ビジネスセンター	東京都港区
茨 城 ビジネスセンター	茨城県ひたちなか市

② 店舗

北 海 道 地 区	5店舗	関 西 地 区	13店舗
東 北 地 区	2店舗	中 国 地 区	3店舗
北 陸 地 区	1店舗	四 国 地 区	4店舗
関 東 甲 信 越 地 区	70店舗	九 州 地 区	3店舗
東 海 地 区	16店舗	合 計	117店舗

(注) 上記の当社が所有または賃借する店舗のほか、二次代理店に運営を委託している67店舗があります。

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
1,955名	95名	31.8歳	2.9年

(注) 上記人数には臨時従業員を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

当事業年度末現在の借入金や社債の残高はありません。

資金調達の効率化および安定化を図るため、金融機関4行と総額95億円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しておりますが、当事業年度末現在未使用となっております。

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、「配当性向40%超」を基本方針としております。このため当事業年度においては、1株当たり26.50円（中間13.25円、期末13.25円）、配当総額は約11億82百万円、配当性向は51.7%を予定いたします。

なお、内部留保につきましては、新規販路拡大や事業展開資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。

(注) 当社は、平成22年4月1日付けで株式1株につき400株の株式分割を行っております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 153,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 44,738,146株（自己株式254株を除く）
- (3) 株 主 数 6,143名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	26,996,000 株	60.34%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,194,500 株	4.91%
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	1,052,400 株	2.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	809,600 株	1.81%
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）	707,300 株	1.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（年金信託口）	554,000 株	1.24%
I T C ネットワーク社員持株会	495,800 株	1.11%
株 式 会 社 南 日 本 銀 行	238,400 株	0.53%
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500-P	231,200 株	0.52%
有 限 会 社 福 田 製 作 所	160,000 株	0.36%

（注） 持株比率は、自己株式（254株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権は平成23年3月9日をもって新株予約権の条件に定める権利行使終了となっており、該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 本 一 三	
取 締 役	金 子 信 幸	専務執行役員 営業第一部門・営業第二部門・営業第四部門・地域支社管掌
取 締 役	渡 辺 厚 志	専務執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼機能部門管掌
取 締 役	前 泉 康 一	常務執行役員 営業第三部門管掌
取締役(社外)	新 宮 達 史	伊藤忠商事株式会社 情報通信・航空電子カンパニー モバイルネットワーク ビジネス部長 株式会社ナノ・メディア 社外取締役 アシュリオン・ジャパン株式会社 社外取締役
常勤監査役	菊 島 範 一	
監査役(社外)	遠 藤 隆	弁護士 株式会社ファミリーマート 社外監査役
監査役(社外)	浅 倉 靖	伊藤忠商事株式会社 情報通信・航空電子カンパニー 情報通信・航空電子事業統括部 事業統括チーム長 キャプラン株式会社 社外監査役
監査役(社外)	阿 部 紘 武	公認会計士 住友金属工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役菊島範氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
2. 社外監査役遠藤隆氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 社外監査役阿部紘武氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的知識を有するものであります。
4. 伊藤忠商事株式会社は、当社の親会社であります。
5. 株式会社ナノ・メディアは、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社であり、当社は同社に携帯電話を利用した調査サービスを提供しています。
6. アシュリオン・ジャパン株式会社は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の関連会社であり、当社は同社と携帯電話機の売買取引があります。
7. 株式会社ファミリーマートは、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の関連会社であり、当社は同社の子会社である株式会社ファミマ・ドット・コムにマルチメディア端末「Famiポート」を用いた電子マネー発券サービスを提供しています。
8. キャプラン株式会社は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社であり、当社は同社より人材派遣サービスの提供を受けています。
9. 住友金属工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
10. 社外監査役浅倉靖氏は、平成23年3月31日に監査役を辞任いたしました。なお、当該監査役の地位および担当は退任時の地位および担当であります。

11. 平成23年4月1日付で次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	異動後の担当
取締役 (社外)	新 宮 達 史	伊藤忠商事株式会社 機械・情報カンパニー 通信・モバイルビジネス部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	報 酬 限 度 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	125百万円 (4百万円)	150百万円 (取締役賞与および使用人兼務取締役 役の使用人給与は含まない)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	36百万円 (14百万円)	40百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、第14期定時株主総会において決議予定の賞与17,356,800円を含めております。
2. 当事業年度におきましては使用人兼務取締役はおりません。
3. 監査役の支給人員につきましては、平成22年6月22日開催の第13期定時株主総会において任期満了の社外監査役大滝史博氏を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、10頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、毎月1回開催される定例取締役会および臨時取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、原則として毎月1回以上開催される監査役会に出席し、常勤監査役から重要会議の状況のほか監査の実施状況について報告を受け、経営全般の監視および検証を行いました。新宮達史氏は主として通信・メディア業界に関する知見と経験に基づき議案を審議し、浅倉靖氏は主として事業管理やリスク管理に関する見識に基づく意見を表し、遠藤隆氏は弁護士として、大滝史博氏および阿部紘武氏は公認会計士として、それぞれ法律および会計に関する専門的知見から発言を行っております。

区 分	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数／在任中回数	出 席 率	出席回数／在任中回数	出 席 率
取締役 新宮達史	15／15	100%	—	—
監査役 遠藤 隆	13／15	87%	14／14	100%
監査役 大滝史博	2／2	100%	3／3	100%
監査役 浅倉 靖	14／15	93%	14／14	100%
監査役 阿部紘武	13／13	100%	11／11	100%

(注) なお、これとは別に、会社法第370条および定款第20条第3項の定めに従い、取締役が提案された決議の目的事項について同意の意思表示を行い、取締役会の承認決議があったものとみなしたことが2回あり、在任時の各監査役はそれについて異議を述べませんでした。

③ 責任限定契約の内容の概要

取締役新宮達史氏、監査役浅倉靖氏および監査役阿部紘武氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は1,000万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬
社外役員の報酬等の総額等	1名	4百万円	2百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 41百万円 |
| (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。 | |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、IFRSに関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の遂行に関する体制を特に考慮し、監査役と綿密な連携を取りつつ解任または不再任の決定を行うこととしております。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コーポレート・ガバナンス

- a) 取締役会は、法令および定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- b) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令および定款その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- c) 代表取締役および会社の業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役に報告する。
- d) 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』および『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

ロ. コンプライアンス

- a) 『企業理念』および『ITCN企業行動基準』を定め、取締役および使用人はこれに則り行動するものとする。
- b) チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『ITCNグループコンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。
- c) 『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。
- d) 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
- e) コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜および定期的に確認し、見直すものとする。
- f) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。

ハ. 財務報告の適正性確保のための体制

『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

ニ. 内部監査

社長直轄の内部監査部を設置し、各部署における法令、定款および社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』に基づく内部監査を実施し、社長に対してその結果を報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。
 - ロ. 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取引リスク（与信）限度額の設定、投融资や大口取組方針への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、必要なリスク管理体制および管理手法を整備する。
 - ロ. 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「全社的リスクマネジメント制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項はCSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。
 - ロ. 『組織分掌・権限責任規程』等各種社内規程を整備することによって、社長から委譲された各役職者の権限および責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。
 - ハ. 中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社および各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。計画達成度は組織の業績評価を通じて従業員の賞与に連動させる。
- ⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理および経営指導にあたるとともに、『ITCNグループコンプライアンスプログラム』の徹底に努める。また、子会社には原則として取締役および監査役を派遣して業務執行が適正に行われているかを監視する。
 - ロ. 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人数、人選、専任・兼務の別、執務の場所等について監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
- ⑦ 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ. 監査役職務を補助する使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。
ロ. 当該使用人の人事評価は監査役が行うものとし、その他人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議を行い、その意見を求めることとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 取締役は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について監査役に対して報告する。報告の方法は、取締役会、マネジメント・コミッティ等の重要会議への出席（欠席の場合の議事録回付を含む）、報告書の回付、書面もしくは口頭による個別の報告とする。
ロ. 使用人は、①当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、②重大な法令または定款に違反する事実について、監査役に対して直接報告することができる。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。
ロ. 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換および連携を図る。
ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	33,140	流 動 負 債	21,210
現金及び預金	1,027	買掛金	9,070
売掛金	14,156	未払代理店手数料	2,476
有価証券	7,000	未払金	4,851
商品及び製品	5,209	未払費用	1,356
原材料及び貯蔵品	15	未払法人税等	847
前払費用	340	前受金	9
繰延税金資産	861	預り金	800
未収入金	4,457	賞与引当金	1,511
預け金	73	役員賞与引当金	17
その他	0	その他	269
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	1,302
固 定 資 産	7,987	退職給付引当金	1,152
有 形 固 定 資 産	1,333	役員退職慰労引当金	22
建物	823	資産除去債務	9
構築物	43	その他	117
工具、器具及び備品	427	負 債 合 計	22,512
建設仮勘定	38	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	2,137	株 主 資 本	18,436
のれん	1,730	資本金	2,778
ソフトウェア	387	資本剰余金	3,180
ソフトウェア仮勘定	10	資本準備金	3,180
その他	8	利益剰余金	12,476
投資その他の資産	4,517	利益準備金	5
投資有価証券	419	その他利益剰余金	12,471
関係会社株式	30	別途積立金	2,469
長期前払費用	72	繰越利益剰余金	10,001
敷金及び保証金	2,242	自 己 株 式	△0
繰延税金資産	1,702	評価・換算差額等	179
その他	117	その他有価証券評価差額金	179
貸倒引当金	△66	純 資 産 合 計	18,615
資 産 合 計	41,128	負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,128

損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日)
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		
商品売上高	72,588	
手数料収入	47,167	119,756
売上原価		
商品期首たな卸高	5,178	
当期商品仕入高	77,013	
合計	82,192	
他勘定振替高	59	
商品期末たな卸高	5,219	
商品評価損	9	
商品売上原価合計	76,924	
代理店手数料	16,269	93,193
販売費及び一般管理費		26,562
営業利益		21,788
営業外収益		4,774
受取利息	2	
有価証券利息	2	
受取配当金	12	
受取保険金	2	
販売コンテスト関連収入	36	
店舗移転等支援金収入	5	
その他	27	89
営業外費用		
固定資産除売却損	22	
その他	0	22
経常利益		4,840
特別利益		
貸倒引当金戻入	9	
固定資産売却益	23	
その他	0	32
特別損失		
店舗閉鎖損	33	
固定資産除売却損	15	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	178	
減損	47	
その他	0	276
税引前当期純利益		4,597
法人税、住民税及び事業税	1,794	
法人税等調整額	519	2,313
当期純利益		2,283

株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日)
(至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
前 期 末 残 高	2,725	3,127	5	2,469	8,897	11,372
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	53	53	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,179	△1,179
当 期 純 利 益	-	-	-	-	2,283	2,283
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	53	53	-	-	1,104	1,104
当 期 末 残 高	2,778	3,180	5	2,469	10,001	12,476

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	-	17,225	113	17,338
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	-	106	-	106
剰 余 金 の 配 当	-	△1,179	-	△1,179
当 期 純 利 益	-	2,283	-	2,283
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	-	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	66	66
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,210	66	1,277
当 期 末 残 高	△0	18,436	179	18,615

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産については定率法によっております。

(リース資産を 除く) なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建 物 2～20年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を 除く) なお、主な償却年数については次のとおりであります。

の れ ん 5年

ソ フ ト ウ ェ ア 3～5年

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権 貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

- (5) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は、平成18年6月22日をもって役員退職慰労金制度を廃止しましたが、制度廃止日までの役員退職慰労金相当額は、各役員それぞれの退任時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 記載金額は、表示単位未満は端数を切り捨てて表示しております。

5. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益が45百万円減少し、税引前当期純利益が1億98百万円減少しております。

また、前事業年度において流動負債及び固定負債の「その他の引当金」として区分掲記しておりました、店舗の移転・閉鎖に伴う固定資産の除去費用見込額12百万円は、当会計基準等の適用に伴い、固定資産の「敷金及び保証金」より控除しております。

貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 2,387百万円
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）
短期金銭債務 9百万円
- 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	9,500百万円
借入実行残高	-
差引額	9,500百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	9百万円
販売費及び一般管理費	190百万円
営業取引以外の取引による取引高	4百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

① コンシューマ事業

用途	店舗及び支社設備
種類	建物、構築物、工具、器具及び備品及び長期前払費用
場所	店舗及び支社(東京都、神奈川県、京都府、大阪府、徳島県及び愛媛県)

② 管理部門

用途	本社
種類	工具、器具及び備品及びソフトウェア
場所	本社(東京都)

(2) 減損損失に至った経緯

当該資産につき、コンシューマ事業においては、将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の帳簿価額の回収可能性が認められないこととなったため、帳簿価額全額を減額いたしました。管理部門の一部の固定資産においては、更新の決定等のため、帳簿価額を減額いたしました。

(3) 減損損失の内訳

① コンシューマ事業

建物	27 百万円
構築物	2
工具、器具及び備品	12
長期前払費用	2
計	<u>44 百万円</u>

② 管理部門

工具、器具及び備品	0 百万円
ソフトウェア	2
計	<u>3 百万円</u>

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、管理部門の一部の固定資産においては、更新が決定等した資産群を一つの資産グループとしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	111,218	44,627,182	-	44,738,400

(注) 普通株式の株式数の増加のうち251,200株は新株予約権の権利行使によるものであり、44,375,982株は株式分割(1:400)によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	254	-	254

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加254株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	589	5,300	平成22年 3月31日	平成22年 6月23日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	590	13.25	平成22年 9月30日	平成22年 12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	592	13.25	平成23年 3月31日	平成23年 6月23日

(注) 平成23年6月22日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案する予定であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、社内積立による退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△1,246百万円
未認識過去勤務債務	△1
未認識数理計算上の差異	95
退職給付引当金	△1,152百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	257百万円
利息費用	14
過去勤務債務の費用処理額	12
数理計算上の差異の費用処理額	47
退職給付費用	331百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.5%
過去勤務債務の処理年数（発生した事業年度より費用処理）	5年
数理計算上の差異の処理年数（発生した事業年度より費用処理）	5年

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	
賞与引当金	615百万円
未払事業税	74
未払費用	133
商品評価損	3
その他	35
繰延税金資産合計	<u>861百万円</u>

(固定資産)

繰延税金資産	
退職給付引当金	469百万円
役員退職慰労引当金	9
貸倒引当金	26
減価償却費	207
減損損失	67
のれん	1,079
その他	13
繰延税金資産小計	<u>1,873百万円</u>
評価性引当額	<u>△44百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,829百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△123百万円
その他	△3
繰延税金負債合計	<u>△126百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,702百万円</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、また、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しておりますが、借入実行残高はありません。

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引リスク管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額を設定し、信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

有価証券は、容易に換金可能でありかつ価格変動について僅少なリスクしか負わない3ヶ月以内に満期が到来する短期投資に限定しており、1ヶ月満期の譲渡性預金であります。

預け金は、携帯電話販売ショップに設置しております現金受渡機への預入れ金を総合警備保障株式会社の警備輸送車により回収するサービスを利用しているものであり、信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

敷金及び保証金は、主要な販売チャネルとなる通信キャリア認定ショップ並びに事務所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払代理店手数料及び未払金は、全て1年以内の支払期日となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

((注)2.参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1)現金及び預金	1,027	1,027	-
(2)売掛金	14,156	14,156	-
(3)有価証券(譲渡性預金)	7,000	7,000	-
(4)未収入金	4,457	4,457	-
(5)預け金	73	73	-
(6)投資有価証券	394	394	-
(7)敷金及び保証金	2,242		
貸倒引当金(*2)	△38		
	2,203	1,856	△347
(8)買掛金	(9,070)	(9,070)	-
(9)未払代理店手数料	(2,476)	(2,476)	-
(10)未払金	(4,851)	(4,851)	-
(11)未払法人税等	(847)	(847)	-
(12)預り金	(800)	(800)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)売掛金、(3)有価証券(譲渡性預金)、(4)未収入金及び(5)預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(7) 敷金及び保証金

これらの時価は、返還予定時期に応じた無リスクの利子率で割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除した額によっております。なお、資産除去債務の履行により回収が最終的に見込めないと思われる金額等については、開示対象から除外しております。

(8) 買掛金、(9)未払代理店手数料、(10)未払金、(11)未払法人税等及び(12)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	25
子会社株式	30

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6)投資有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約(借入金未実行残高9,500百万円)は、市場金利に連動しており、また、短期間で更新されることから、記載しておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 416円11銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 51円27銭 |

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月13日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 村 浩 司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 武 井 雄 次 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの、第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成23年5月17日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 監査役会

常勤監査役 菊 島 範 一 ㊟

社外監査役 遠 藤 隆 ㊟

社外監査役 阿 部 紘 武 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、「配当性向40%超」を株主還元の基本方針とし、業績および経営環境を総合的に勘案して配当を行っております。第14期の期末配当としては、下記のとおり金13.25円といたしたいと存じます。

これにより、第14期の年間配当は1株につき金26.50円（中間配当の金13.25円を含む）、年間配当性向は51.7%となります。

〈期末配当に関する事項〉

(1) 配当財産の種類

金銭とします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13.25円とします。

なお、この場合の配当総額は、金592,780,435円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月23日とします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑨（省略） （新設） ⑩ 前各号に付帯関連する一切の業務	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑨（省略） ⑩ <u>国際送金事業</u> ⑪ <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	寺本 一三 (昭和23年11月14日生)	昭和46年6月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 同社通信ネットワーク事業部長 平成9年8月 当社代表取締役社長（現任） 平成11年4月 伊藤忠商事株式会社メディア事業部門長代行 平成15年7月 当社に転籍	42,500株
2	金子 信幸 (昭和25年7月19日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社メディア事業部門長代行兼ネットワーク・コンテンツ部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 伊藤忠商事株式会社メディア事業部門長 平成16年6月 同社執行役員 平成18年6月 当社に転籍 専務取締役 営業第一部門・営業第二部門管掌（現任） 平成20年7月 当社営業第四部門管掌（現任） 平成22年4月 当社地域支社管掌（現任） 平成22年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	13,100株
3	渡辺 厚志 (昭和24年6月3日生)	昭和47年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業・審査部長代行 平成13年7月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成15年1月 当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任） 平成15年7月 当社に転籍 平成19年4月 当社機能部門管掌（現任） 平成19年6月 当社専務取締役 平成22年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	19,700株

候補者番号	(ふりがな)氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	まえ いづみ こう いち 前 泉 康 一 (昭和26年1月20日生)	昭和48年4月 安宅産業株式会社(現伊藤忠商事株式会社)入社 平成9年8月 当社取締役 平成12年4月 伊藤忠商事株式会社通信ネットワークビジネス部長代行 平成15年7月 当社に転籍 平成16年4月 当社取締役営業第二部門長 平成17年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社営業第三部門管掌(現任) 平成22年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	12,800株
5	※ さ さ き た か ひ ろ 須 崎 隆 寛 (昭和31年9月8日生)	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年10月 同社情報産業ビジネス部長 平成16年4月 同社情報産業部門長代行(兼)情報産業ビジネス部長 平成17年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社(現伊藤忠テクノソリューションズ株式会社)出向 パートナーディストリビューション事業本部長 平成17年6月 同社に移籍 執行役員パートナーディストリビューション事業本部長 平成19年4月 同社執行役員流通システム第2本部長 平成20年4月 同社執行役員流通システム第4事業部長 平成21年4月 伊藤忠商事株式会社執行役員情報通信・メディア部門長 エヌシーアイ総合システム株式会社 取締役(現任) アシュリオン・ジャパン株式会社 取締役(現任) 平成21年6月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取締役(現任) 株式会社日本国際放送 取締役(現任) 株式会社スペースシャワーネットワーク 取締役(現任) 平成23年4月 伊藤忠商事株式会社 執行役員情報通信部門長(現任)	一株

- ※ 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ※ 候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴記載のとおりであります。
- ※ 候補者須崎隆寛氏は、新任社外取締役候補者であります。
 1. 須崎隆寛氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は、複数の会社の社外取締役を経験していること、当社の事業分野に対する深い知識を有していることから、当該経験・知識等を当社の経営に活かしていただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。
 2. 同氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、同子会社である伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、同社関連会社であるエヌシーアイ総合システム株式会社、株式会社スペースシャワーネットワークおよびアシュリオン・ジャパン株式会社の業務執行者であります。また、株式会社日本国際放送の業務執行者でもあります。加えて、過去5年間にNTTぷらら株式会社の業務執行者となったことがあります。なお、同氏は特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社より、執行役員（使用人）としての給与等を受けており、同子会社である伊藤忠テクノソリューションズ会社および株式会社スペースシャワーネットワークより過去2年間に報酬等を受けております。
 3. 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。

当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外取締役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏の選任が承認された場合は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役浅倉靖氏は、平成23年3月31日をもって辞任され、また、監査役菊島範一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	(ふりがな)氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ しばたのぶじ 柴田信治 (昭和30年12月27日生)	昭和53年4月 日東肥料化学工業株式会社(現日東エフシー)入社 平成4年4月 株式会社ソフトウェアジャパン入社 名古屋営業所所長 平成8年12月 伊藤忠エレクトロニクス株式会社入社 情報家電部統括部長 平成10年6月 当社入社 物流管理担当部長 平成18年1月 当社 情報システム部長 平成21年4月 当社 内部監査部長 平成23年4月 当社 チーフ・コンプライアンス・オフィサー付(現任)	一株
2	※ まついしげかず 松井繁和 (昭和27年3月7日生)	昭和49年4月 安宅産業株式会社(現伊藤忠商事株式会社)入社 平成18年5月 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー 機械経営管理部長 平成19年5月 同社機械カンパニー チーフファイナンシャルオフィサー・機械事業統括部長 平成20年10月 同社機械カンパニー チーフファイナンシャルオフィサー 平成23年4月 同社機械・情報カンパニー CFO・CIO(現任)	一株

※ 候補者は、いずれも新任候補者であります。

※ 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

※ 候補者が過去5年間(現在を含む。)に親会社(その子会社を含む。)の業務執行者であったときの地位および担当は、略歴記載のとおりであります。

※ 候補者松井繁和氏は社外監査役候補者であります。

1. 松井繁和氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、長年にわたる経理部門の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
2. 同氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、使用人としての給与等を受けております。
3. 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。
当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるように、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外監査役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏の選任が承認された場合は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が欠けた場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、柴田信治氏の補欠の監査役として予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
かさき きよし 笠木 清 (昭和25年6月15日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年8月 同社通信ネットワーク事業部 平成13年4月 当社人事総務部長 平成16年1月 当社に転籍 平成16年7月 当社内部監査部長 平成18年4月 当社人事総務部長 平成21年3月 当社内部監査部(現任)	3,600株

※ 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度の功労に報いるため、当事業年度末日時点の取締役のうち社外取締役以外の4名に対し、当期純利益等の業績指標から報酬月額乗数を決定する基準により算定した総額金17,356,800円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにしたいと存じます。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役菊島範一氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、退職慰労金制度廃止までの在任期間中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社の退職慰労金制度は、第9期定時株主総会が開催された平成18年6月22日をもって廃止し、今日に至っており、本議案に基づき贈呈する退職慰労金は、監査役就任時から平成18年6月22日までの在任中の功労に報いるためのものであります。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

(ふりがな) 氏名	略歴
きくしまのりかず 菊島 範一	平成16年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成23年6月21日（火曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。※）
※スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。まずよう、お願い申し上げます。

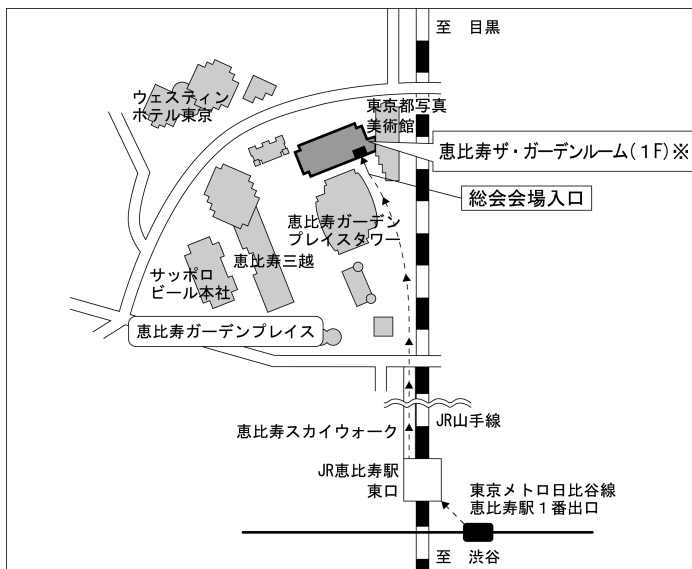
株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

株主総会会場ご案内図

- 会 場 恵比寿ザ・ガーデンルーム（恵比寿ガーデンプレイス内）
東京都目黒区三田一丁目13番2号
- 会場の交通機関
- J R 山手線・埼京線 恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォーク（動く歩道）で徒歩約10分
 - 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅1番出口から
正面のエスカレーターに乗り、J R 恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォーク（動く歩道）で徒歩約12分



※ 同施設内にあるザ・ガーデンホールではございませんのでご注意ください。